

	質問	回答
<b>妊娠届出時面談・たまごギフトについて</b>		
1	誰が面談を行うのですか？面談ではどんなことをするのですか？	妊婦さんと保健師が面談を行います。妊娠中の過ごし方やサービスなどの説明を行い、出産までの見通しを一緒に立てましょう。心配なことや聞きたいことなど何でもご相談下さい。また、たまごギフト（出産応援ギフト）の申請についても説明します。
2	体調が悪く妊娠届出に妊婦本人が行けないが、家族に行ってもらっても良いですか？	可能な限り妊婦さんと面談させていただきたいと考えております。やむを得ない事情（体調不良・仕事の都合等）で本人が来所できない場合はご家族の方でも妊娠届出や母子健康手帳の発行はさせていただきますが、たまごギフト（出産応援ギフト）の申請者は妊婦さんとなりますので、体調や不安等の確認を含め、必ず電話等で妊婦ご本人様に確認や聞き取りをさせていただく必要がありますのでご了承下さい。
3	たまごギフト（出産応援ギフト）は妊婦本人しかもらえないのか？ほかの家族の口座への振り込みでも良いですか？	たまごギフトは妊婦を対象とした給付金のため、申請者は妊婦本人のみとなります。振込先も妊婦本人の口座となりますが、別口座を希望の方はご相談下さい。 【相談先】 こども支援課：0598-53-4081
4	たまごギフトは流産・死産となった場合でも支給対象となりますか？	たまごギフトは妊娠届出後流産・死産した方も対象となります。その場合は出産予定日までが申請期限となります。妊娠届出前に流産した方は対象とはなりませんのでご了承下さい。
5	妊娠届出を出した後、流産し、再度妊娠したが、たまごギフトはもう1度もらえますか？	1回の妊娠につきたまごギフト5万円が支給されます。回数に制限はございません。
6	妊娠届出の面談を松阪市で行ったが、引っ越すことになった。たまごギフトはどこでもらえますか？	基本的には妊娠届出時面談を実施した自治体より支給させていただきます。松阪市で申請を希望しない場合は転出先の自治体にお問い合わせください。
7	市外で妊娠届出をしたが、その後松阪市に引っ越してきた。松阪市でたまごギフトがもらえますか？	妊娠届出を提出した自治体より出産・子育て給付金についての案内が今後あると思われるので、転入前の自治体にお問い合わせください。

8	市販の妊娠検査薬で陽性となったがたまごギフトは受け取れますか？	産科医療機関を受診し、妊娠の事実が確認された場合のみたまごギフトの申請対象となります。産科医療機関より「妊娠届出書」が発行された後、健康センターはるる、各地域振興局の窓口にお越しください。
<b>ぴよママ面談（妊娠8か月頃面談）について</b>		
9	誰が面談を行うのですか？面談で何をしますのですか？	保健師、及び所定の研修を受けた者（松阪子どもNPOセンター職員）が実施します。事前に回答していただいたアンケートを基にお話をさせていただいたり、出産前後に使えるサービスの案内などを行います。
10	ぴよママ面談（妊娠8か月頃面談）は絶対に受けなければいけないのですか？受けないとどうなりますか？	ぴよママ面談は実施の有無によりなにか不利益が出るようなことはございません。しかし妊娠8か月頃は予定日が近づいてきて、出産の不安やその後の生活・子育てについて不安が出てきやすい時期ですので、少しでも不安がある方はぜひ面談させていただければと思います。
11	妊娠8か月より前や後に面談を希望したい場合はどうすれば良いですか？	面談希望を聞きとるお手紙は妊娠7～8ヵ月頃に送らせていただきます。ご出産されるまで受けていただくことができますので、面談日程調整の際にご希望をお伝えください。7か月より早い時期に面談をご希望の方は健康センター（0598-20-8087）にお問い合わせください。

### 赤ちゃん訪問・ひよこギフトについて

12	市外で出産したが赤ちゃん訪問を受けずに松阪市に引っ越してきた。ひよこギフトの申請はできますか？	転入前の自治体で未支給の場合は、松阪市で赤ちゃん訪問を実施させていただき、その際にひよこギフトの申請について説明させていただきます。転入手続きを健康センター・各地域振興局にて行っていただき、訪問希望であることをお伝えください。
13	松阪市に住民票があるが、里帰り先で赤ちゃん訪問をしてもらった場合はギフトの申請はどこにすればよいですか？	赤ちゃん訪問を松阪市以外で実施した場合は、訪問を実施した市区町村との情報の共有後ひよこギフトを申請していただけます。里帰り先での訪問が終了し、訪問結果を松阪市で確認した後にギフトの申請方法をお伝えするためお電話させていただきます。
14	赤ちゃん訪問が終わらないとひよこギフトの申請ができませんか？誰がいつ赤ちゃん訪問に来てくれますか？	赤ちゃん訪問の際にひよこギフトの説明・申請方法をお伝えしますので、訪問後よりご申請いただけます。赤ちゃん訪問は生後1か月～4か月の間に実施しております。生後1か月～2か月頃にお電話にて日程調整をさせていただいております。
15	出産前に体内で胎児が亡くなった場合はひよこギフトの対象となりますか？	出生前に死産となった方はひよこギフトの対象にはなりません。たまごギフトはご申請いただけます。
16	松阪市で出生届出をしたが、赤ちゃん訪問を受ける前に市外に引っ越した。ひよこギフトはどこでもらえますか？	松阪市では赤ちゃん訪問後の方を対象にひよこギフトを支給しておりますので、転出先の自治体にお問い合わせください。

その他

17	面談を受けないとギフトをもらえませんか？	たまごギフト・ひよこギフトは、必要な支援が妊婦・子育て世帯に届くように、相談支援の実効性を高める目的で始まった国の出産・子育て給付金です。相談支援と給付金が1つのパッケージとして実施されますので、面談後にギフトの申請をしていただくことができます。やむを得ない事情がある場合はご相談下さい。
18	双子を妊娠・出産した場合はいくらもらえますか？	たまごギフトは妊婦1人につき5万円、ひよこギフトは出産した児童1人あたり5万円となります。双子を妊娠した場合、たまごギフトは5万円、ひよこギフトは5万円×2人で10万円の支給となります。
19	転入前にもギフトを受け取っているが、松阪市に転入後も再度ギフトを受け取れますか？	二重にギフトを受け取ることはできません。二重支給を防止するため、必要時、転入前自治体に問い合わせる場合がございます。
20	居住地は松阪市だが、住民票は市外にある場合はギフトはどこで申請すればよいですか？	基本的には住民票のある自治体よりギフトが支給されます。住民票地にお問い合わせください。
21	ギフトの申請期限はありますか？	たまごギフトは妊娠届を提出し、面談を受けた日～出産までの間 ひよこギフトは赤ちゃん訪問にて面談を受けた日～生後4か月までの間 が申請期限となります。